

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」の
県事前確認について

令和7年7月15日
保健所 健康危機対策課

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定案の 県事前確認について

○ 経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第5項の規定による助言又は勧告で、市町村行動計画改定後の修正等が極力発生しないようにするという観点から、県にて事前確認を実施することとされた。

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第5項

都道府県知事は、前項*の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(前項*：新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第4項

市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。)



政府行動計画・県行動計画と齟齬がないこと、「市町村行動計画策定の手引き」に沿っていること等について、県にて確認を行うこととなっている。

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定案の 県事前確認に伴う追加内容について

○ 追加内容一覧

赤字 = 追加内容

ページ数	項目名	追加内容
P.57	6 まん延防止 『イ 所要の対応』	② 市は、市内におけるまん延に備え、市行動計画 又 は業務継続計画 に基づく対応の準備を行う。（保健 所、その他関係部局）
P.60	6 まん延防止 『3-1-3-5 その他の事業者に対する要請』	④ 市は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設 等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者 が居住する施設等における感染対策を強化する。 （保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、その他 関係部局）
P.115	13 市民の生活及び市民経済の安定の確保 『3-1-3 生活支援を要する者への支援』	市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の 要配慮者 等に応じ生活支援（見回り、介護、 訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等 を行う。（保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、健 康部、その他関係部局）

➤ 「市町村行動計画策定の手引き」 記載内容

「1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用」

大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、**保健所設置市等は、大学等の研究機関を支援する。**

また、保健所設置市等は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

変更が生じる可能性のある箇所

○ 対象項目：7 ワクチン （1）準備期（P.65）

船橋市にはワクチン研究を行うような学部を擁する大学等がないため、本市行動計画改定案には記載していない。



記載必要性の有無について県へ確認

「地域の実情を踏まえて実施不可と判断される場合には反映は不要である、その場合は事前確認の際に実施不可である旨と不可と判断した理由について併せて明示いただきたい」との回答があった。



市行動計画改定案には記載しないこととするが、実施不可とした理由によっては、記載するよう助言・勧告される可能性もある。その際は、手引きを参考に文言を追記する。